

刑法討論会2025（第27回）決勝大会 事例問題

日時：2025年12月20日（土） 13：30～16：40

会場：B301講義室

各チーム 立論9分以内 作戦タイム1分間 質疑応答8分間

4回生選抜チーム 3回生・2回生の予選通過チーム2チームずつ 計5チーム出場

Xは、S小学校の教諭として10年あまり勤務しており、2025年度は5年生の学年主任を務めていた。5年生は2026年3月に広島へ修学旅行に行くことになっていたため、S小学校では5年生全員（120名）から一人当たり5万円、合計600万円を徴収した。これは修学旅行の積立金としてS小学校名義で銀行に開設された普通預金口座に振り込む形で徴収され、学年主任であるXがこの口座のキャッシュカードと暗証番号を預かる形で保管していた。

そのような中、大学時代の先輩で、学生時代には貧乏学生だったXを食事に連れて行ってくれ、遊びにも誘ってよく奢ってくれたYがXのもとを訪ねてきた。Yは、起業したIT関係の事業がうまくいかず、銀行や取引先への支払いが滞り、家族生活も困窮している状況であることを説明し、少しでもいいから金を貸してほしいと相談を持ちかけてきた。Xは、自分は貯金もないし、給料はほとんど競馬とパチンコにつぎ込んでいるので、学校から600万円を預かっているけど、これに手を出したら自分はクビになると伝えて、残念ながら協力できないと断った。しかしYが、返還できる見込みもないのにもかかわらず、学校から預かっている金の中から500万円貸してほしい、必ず旅行会社への支払期日までには返却するからとしつこく頼み、断っていたXも学生時代にお世話になった先輩であることから、とうとう折れて、これに応じることにした。そこでXは、翌日、Yの普通預金口座に、預かっていた積立金のうち500万円をATMからS小学校のキャッシュカードと暗証番号を使って振り込んだ。

それから1か月あまりが経ち、旅行会社への支払いの時期が迫ってきているにもかかわらず、Yからは何の連絡もないことに業を煮やし、XはYに電話をかけ「いい加減に500万円返してくれないと自分の立場が危ない」と言ったところ、Yから「わかったよ。それなら明日の夜11時に郊外のP公園に来てくれ」と言われて電話を切られてしまった。Xは、その言い方に不穏なものを感じ、もしもの場合に備えてカバンに果物ナイフを忍ばせて、翌日の夜、指定の場所に向かった。公園に着くとYがベンチに一人座っていたので、「Yさん、約束通り500万円返してくださいよ」と言ったところ、「お前は独り身でギャンブルに金をつぎ込んで遊んで暮らしているが、俺は家族も会社も危機的状況だ。そんな金返せるわけがないだろう！」と言うや、懐からナイフを取り出して向かってきたので、Xもカバンからナイフを取り出して「俺も破滅だ。先輩といえども許せん！」と言い放って応戦した。もみ合っているうちにXは大腿部や上腕部を刺され、Yは下腹部を深く刺されて、両者とも動けなくなり、その場に血まみれで倒れこんでいたところ、巡回していた警察官に発見された。二人とも救急車で病院に運ばれたが、Xは全治1か月の傷害、Yは完全に意識を失い、全治3か月あまりを要する重症であった。なお、この結果、S小学校の5年生の修学旅行は中止となった。

この事例におけるXとYの刑事責任を論じなさい。